

奈良県告示第百六十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定による認定をした救急病院は、次のとおりである。

平成二十九年八月一日

奈良県知事 荒井正吾

名称	所在地	認定が効力を有する期限
医療法人康仁会西の京病院	奈良市六条町一〇二番地の一	平成三十二年七月三十一日